

議案第 15 号

羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 17 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p><u>(1) 公益社団法人羽生市シルバー人材センター</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職務に復帰した職員に関する羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例)</p> <p>第 7 条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 7 号）<u>第 13 条第 1 号</u>の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務とみな</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職務に復帰した職員に関する羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例)</p> <p>第 7 条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 7 号）<u>第 13 条第 2 項第 1 号</u>の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務</p>

す。

とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明